

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和5年4月28日付け札幌市公共交通協議会地域公共交通会議南区部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運行態様又は運送の区間

運行態様：道路運送法第4条による運行
運送の区間：別紙のとおり

2 協議が整っている運賃（料金）の種類及び額

一般運賃	350円	中学生以上
福祉割引運賃 (身体障がい者割引・ 知的障がい者割引)	180円	身体障がい者手帳・療育手帳・施設長の 発行する割引証明書の所持者と介護者
こども運賃	150円	6歳～12歳未満(小学生)
乳幼児運賃	無料	6歳未満(小学校入学前)

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

令和5年9月1日から

(2) 運行日

令和5年9月1日から令和7年8月31日までの月曜日から金曜日とする。
ただし、12月29日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで及び
国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

(3) 利用可能時間

9:00～16:00

(4) 使用車両

トヨタ ハイエースグランドキャビン
車両定員8人(乗客6名) 1台

4 運行事業者【参考】

株式会社じょうてつ（札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8）

令和5年4月28日

札幌市公共交通協議会
地域公共交通会議南区部会

部会長_____（署名）

南区におけるデマンド交通実証実験について

運行エリア

